



埼玉県報

号 外 第 1 0 号
平 成 2 4 年 5 月 2 5 日
金 曜 日

目 次

条例

- [水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例及び埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例のあらまし\(水環境課\)](#)
- [水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例及び埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例\(水環境課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例及び埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（水環境課）

一 趣旨

水質汚濁防止法施行令を改正する政令の施行に伴い生じた号番号のずれを是正する。

二 内容

水質汚濁防止法施行令の改正による新たな特定施設の追加に伴い、ずれが生じた特定施設の号番号を引用している部分を、当該政令改正後の号番号で修正する。

三 施行期日

公布の日

条 例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例及び埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例及び埼

玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

(水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例の一部改正)

第一条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(昭和四十六年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の備考1中「第六十六号の三から第六十六号の七まで」を「第六十六号の四から第六十六号の八まで」に改める。

(埼玉県生活環境保全条例の一部改正)

第二条 埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号イ中「別表第一第六十六号の四」を「別表第一第六十六号の五」に改め、同号ロ中「別表第一第六十六号の三」を「別表第一第六十六号の四」に改め、同号ホ中「別表第一第六十六号の七」を「別表第一第六十六号の八」に、「同表第六十六号の五及び第六十六号の六」を「同表第六十六号の六及び第六十六号の七」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。